

品川区生活困窮者自立支援制度運営協議会設置要綱

制定 平成27年5月28日 区長決定
要綱第414号
改正 平成29年3月30日 区長決定
要綱第57号
改正 平成31年3月29日 福祉部長決定
要綱第92号
改正 令和2年4月1日 区長決定
要綱第177号
改正 令和4年4月1日 区長決定
要綱第193号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項の規定に基づき、生活困窮者自立支援制度の実施に関し、区関係部署間の調整・協議を行う生活困窮者自立支援制度運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置および運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 福祉部に運営協議会を置く。

(所掌事項)

第3条 運営協議会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 生活困窮者自立支援制度と他の福祉・雇用施策等との連携・調整
- (2) 自立支援相談窓口への助言および情報提供等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉部長が必要と認める事項

(組織)

第4条 運営協議会は、別表に掲げる委員長および委員で組織する。

2 案件により、外部の職業安定機関、教育機関その他の関係機関と緊密な連携を図る必要があるときは、当該機関に運営協議会の出席をその都度要請する。

(委員長)

第5条 委員長は、福祉部長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会は、委員長が召集する。

- 2 運営協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営協議会の議決事項は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 運営協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴くことができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、福祉部生活福祉課相談係において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

| | 充て職名 | |
|-----|------------|---|
| 委員長 | 福祉部長 | |
| 委員 | 企画部 | 広報広聴課長 |
| | 総務部 | 人権啓発課長 税務課長 |
| | 地域振興部 | 地域活動課長 商業・ものづくり課長 |
| | 子ども未来部 | 子ども育成課長 子ども家庭支援センター長 子育て応援課長 保育課長 |
| | 福祉部 | 福祉計画課長 障害者支援課長 高齢者福祉課長 高齢者地域支援課長 生活福祉課長 |
| | 健康推進部 | 国保医療年金課長 |
| | 品川区保健所 | 荏原保健センター所長 |
| | 都市環境部 | 住宅課長 |
| | 教育委員会事務局 | 学務課長 |
| | 品川区社会福祉協議会 | 事務局次長 |